

第1号議案

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成23年9月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成23年9月16日

大阪府教育委員会

○予算案

平成23年度大阪府一般会計補正予算の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立視覚支援学校改築工事）
- 2 工事請負契約締結の件（大阪府立門真スポーツセンター屋根補修工事（その2））

○条例案

- 1 大阪府スポーツ振興審議会条例一部改正の件
- 2 大阪府立図書館条例一部改正の件
- 3 大阪府教育行政事務手数料条例一部改正の件
- 4 大阪府立高等学校等条例一部改正の件
- 5 職員の退職手当に関する条例等一部改正の件
- 6 大阪府高校生修学支援基金条例一部改正の件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

教育委員会 平成23年度9月補正予算案【一般会計補正予算(第4号)】の概要

一般会計	平成23年度9月補正予算額	3億4,210万円
	平成23年度現計予算額	5,724億6,104万7千円
	平成23年度9月補正後予算額	5,728億314万7千円

上段 平成23年9月補正（今回補正）

中段 平成23年現計

下段 平成23年9月補正後

事業名	事業費	摘要
中学校給食導入促進事業費補助金	1億7,017万6千円 0千円 1億7,017万6千円	学力や体力をはじめ中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村（政令市除く）に対する財政支援を行い、中学校給食の導入を促進する。
実業教育充実事業費	1億7,024万5千円 0千円 1億7,024万5千円	大阪のものづくりを支える人材の育成や、東日本大震災以降、節電対策に注目が集まる中、工科高校等における実習設備の老朽化による性能の低下や省電力に関する教育に対応するため、時代に即した新型の設備に更新する。
被災幼児就園支援事業費補助金	553万円 0千円 553万円	東日本大震災により被災した幼児に対して幼稚園就園奨励事業（保育料・入園料の軽減）を行った市町村を支援する。
被災児童生徒就学援助事業費補助金	1,115万3千円 0千円 1,115万3千円	東日本大震災により被災し就学困難となった児童生徒に対して、必要な就学援助（学用品費・学校給食費・医療費等）を行った市町村を支援する。
緊急スクールカウンセラー配置事業費	999万6千円 0千円 999万6千円	東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等との連携調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーを緊急に配置する。

中学校給食導入促進事業費補助金(新規)

【事業目的】

学力や体力をはじめ、中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村（政令市除く）に対し財政支援を行い、中学校給食の導入を促進する。

【9月補正予算額】 170,176 千円

(23 年度整備予定市：箕面市、吹田市、大東市、
門真市、河内長野市、高石市)

※平成 23 年度から 27 年度までの債務負担行為
246 億円(限度額)のうち平成 23 年度分の予算化

【事業内容】

(1) 補助対象

- ・新たな給食施設等の整備に伴う施設整備費及び消耗品費等
- ・既存給食施設の機能向上に向けた全面改修等に伴う施設整備費

(2) 補助率等

①施設整備費：定率補助（1／2）

②消耗品費等：定額補助

※補助上限：1 校あたり 1 億 500 万円（①+②計）

《完全給食実施状況》（平成 22 年度末）

- ・大阪 12.3%（政令市を除くと 19.6%） ⇔ 全国 約 80%
- ・12/41 市町村、57/291 校（政令市を除く）

《実施方式》

方式	市町村	
	全員喫食	選択制
単独調理場方式（自校方式）	箕面市(※)、門真市、和泉市、熊取町、 田尻町、岬町	富田林市
共同調理場方式（給食センター方式）	四條畷市、交野市、松原市(※)、 大阪狭山市	
民間施設を活用		吹田市(※)

※箕面市（実施校 1/全校 7）、松原市（実施校 1/全校 7）、吹田市（実施校 14/全校 18）

実業教育充実事業費（新規）

～工科高校等の実習設備の更新～

【事業目的】

大阪のものづくりを支えていくためには、将来を担う有能な人材の育成・確保が不可欠であり、工科高校等の教育環境の整備が急務である。

また、東日本大震災以降、社会全体において節電対策が注目を集めており、工科高校等の生徒には、効率的な電力供給や電気のエネルギー変換等の知識や技術を具体的なものづくりに応用できる力を身につけさせる必要がある。

このような課題に対応するためには、工科高校等における実習設備の老朽化による性能の低下や、省電力に関する教育に対応する必要があることから、時代に即した新型の設備に更新する。

【予算額】 170,245千円



【主な整備内容】

系・科	主な整備内容	学校名
機械系	旋盤等	城東工科他6校
電気系	電動発電機等	布施工科他1校
建築系	建築音響システム等	西野田工科他2校
環境化学システム系	フーリエ変換赤外分光光度分析装置等	堺工科
農業系	高速液体クロマトグラフ等	園芸、農芸

○事件議決案

番号	件名	概要
1	工事請負契約締結の件（大阪府立視覚支援学校改築工事）	大阪府立視覚支援学校改築工事請負契約 契約金額 16億5,375万円 請負者 株式会社鴻池組
2	工事請負契約締結の件（大阪府立門真スポーツセンター屋根補修工事（その2））	大阪府立門真スポーツセンター屋根補修工事（その2）請負契約 契約金額 4億6,588万5千円 請負者 株式会社ナカノフドー建設

第 号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立視覚支援学校改築工事請負契約を次のとおり締結する。

平成 年 月 日提出

大阪府知事 橋 下 徹

契約金額 1,653,750,000円

請負者 住所 大阪市北区梅田三丁目4番5号

名称 株式会社鴻池組 常務執行役員本店長 肥 後 行 人

府立視覚支援学校整備

- 建築物の名称 大阪府立視覚支援学校改築工事
- 敷地の位置 (地名地番) 大阪市住吉区山之内一丁目2番
(住居表示) 大阪市住吉区山之内10番12号
- 建築物の用途 学校(視覚支援学校)
- 敷地面積 15,646.62㎡

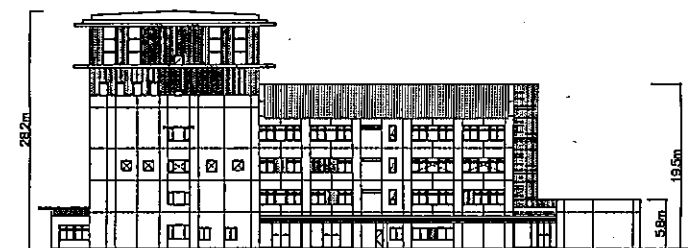
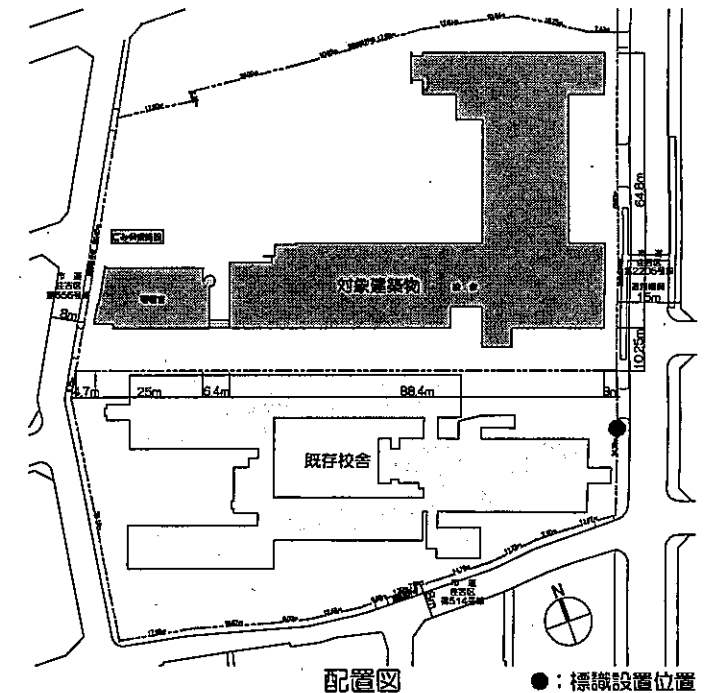
	計 画	既 存	合 計
建築面積	3,279.63㎡	2,880.31㎡	6,159.94㎡
延べ面積	10,365.16㎡	7,585.98㎡	17,951.14㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	鉄筋コンクリート造	—
高 さ	28.20m	10.81m	—
階 数	校 舎:地上5階 寄宿舎:地上3階	校 舎:地上3階	—

【予定価格】 2,072,000 千円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

【契約金額】 1,653,750 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

○工事着手予定時期 平成 23 年 10 月頃

○工事完了予定時期 平成 26 年 12 月末日



東立面図

第 号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立門真スポーツセンター屋根補修工事（その2）請負契約を次のとおり締結する。

平成 年 月 日提出

大阪府知事 橋 下 徹

契約金額 465,885,000円

請 負 者 住所 東京都千代田区九段北四丁目2番28号

名称 株式会社ナカノフドー建設 専務執行役員大阪支店長 山 下 登志治

門真スポーツセンター屋根補修工事

目的

- 府立門真スポーツセンターの屋根材である「タイル」が平成20年10月に剥離落下しているのを発見。
- 速やかに、立ち入り禁止措置などの応急対策を実施し、原因解明のための調査を行ったところであるが、屋根（いわゆる赤道より上の部分）全体にわたり、劣化が進んでいることが判明した。
- ついては、利用者等の安全確保及び良好な施設運営を図るため、屋根の補修工事を実施することとし、平成22年度に実施設計を行い、平成23～25年度で補修工事費を実施するものである。

事業内容

【予定価格】594,300千円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

【契約金額】465,885千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【赤道上部補修工事】

- ・仮設工事他（中間部工事には、ゴンドラ作成含む）
- ・工法：ピンネット工法（屋根に使用しているタイル張りのプレキャストコンクリート板と同程度の大きさのネットを張りピンで固定、さらにネットの上から防水塗装仕上げ）

【工期】

平成22年度 実施設計、平成23～25年度 補修工事

（注）施工箇所は下図参照

※ 本件補修工事費及び平成21年7月に実施した応急対策工事費については、工事関係者（設計、施工、材料メーカー等）に対する損害賠償請求訴訟を行っている。

◆建築物概要

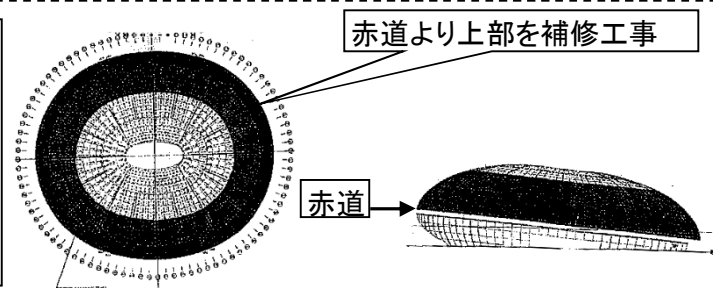
施設名称：大阪府立門真スポーツセンター（所管：教育委員会事務局教育振興室保健体育課）

建築面積：25,461㎡ 延床面積：37,660㎡ 階数：地上3階、地下1階

竣工：平成8年3月29日

設計：株式会社昭和設計

監理：財団法人大阪府建設監理協会、株式会社昭和設計



○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府スポーツ振興審議会条例一部改正の件	<p>スポーツ振興法が全部改正によりスポーツ基本法となったことに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>(「大阪府スポーツ推進審議会条例」に名称変更)</p> <p>(関係条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事等の給料、報酬、期末手当の特例に関する条例 <p>〔施行期日〕 公布の日</p>
2	大阪府立図書館条例一部改正の件	<p>利用者に応分の負担を求める観点から、手数料を改定するなど、所要の改正を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の図書等の証明 180円 → 270円 <p>〔施行期日〕 平成24年4月1日</p>
3	大阪府教育行政事務手数料条例一部改正の件	<p>利用者に応分の負担を求める観点から、手数料を改定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状（普通免許状）の授与 3,300円 → 3,600円 ・教育職員免許状の書換 870円 → 1,000円 等 <p>〔施行期日〕 平成24年4月1日</p>
4	大阪府立高等学校等条例一部改正の件	<p>利用者に応分の負担を求める観点から、手数料を改定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立高等学校（全日制課程）入学金 5,500円 → 5,650円 等 <p>〔施行期日〕 平成24年4月1日</p>
5	職員の退職手当に関する条例等一部改正の件	<p>昭和48年5月17日前に公庫等職員となるため退職した際に退職手当を支給された職員が再び府に復職し、最終的に退職する場合の退職手当の計算方法について、国に準じて改正するなど、所要の改正を行うもの。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p>
6	大阪府高校生修学支援基金条例一部改正の件	<p>基金の設置目的に東日本大震災の被災者で経済的理由によって修学等が困難になった児童、生徒等の支援を追加するなど、所要の改正を行うもの。</p> <p>(「大阪府高校生修学等支援基金条例」に名称変更)</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p>

大阪府スポーツ振興審議会条例の改正（概要）

大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課

■改正の理由

大阪府スポーツ振興審議会の設置の根拠法令であるスポーツ振興法が全部改正されたため、所要の改正を行う。

■改正の内容

(1) 大阪府スポーツ振興審議会条例の題名と審議会の名称等について改正を行う。

〔題名〕大阪府スポーツ振興審議会条例→大阪府スポーツ推進審議会条例

〔審議会名〕大阪府スポーツ振興審議会→大阪府スポーツ推進審議会

(2) 大阪府スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴い、知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例において、大阪府スポーツ振興審議会条例の題名及び審議会名を引用している箇所について、所要の規定整備を行う。

■施行期日

公布の日（スポーツ基本法の施行期日を定める政令は平成23年7月27日に公布され、スポーツ基本法の施行は同年8月24日とされた。）

■政策アセスメント・制度間調整

特になし

大阪府条例第 号

大阪府スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

大阪府スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大阪府スポーツ推進審議会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>大阪府スポーツ振興審議会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正（平成二十三年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（大阪府スポーツ推進審議会の委員の報酬の特例）</p> <p>第四十一条 大阪府スポーツ推進審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）第六条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。</p>	<p>（大阪府スポーツ振興審議会の委員の報酬の特例）</p> <p>第四十一条 大阪府スポーツ振興審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）第六条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。</p>

大阪府立図書館条例の改正（概要）

教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課

■改正の理由

- ・「大阪府財政構造改革プラン（案）」（平成22年10月策定）の考え方に基づき、証明手数料について、フルコストによる原価を基本とした額に改定する。
- ・常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の告示に伴い、規定の整備を行う。

■改正の内容

- ・証明手数料について、1件につき180円から270円に改定する（第4条）。
- ・常用漢字表の告示に伴い、規定の整備を行う（別表）。

■施行期日

平成24年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

条例改正（案）について、今後、知事から意見聴取がある予定。

大阪府条例第 号

大阪府立図書館条例の一部を改正する条例

大阪府立図書館条例（昭和二十六年大阪府条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

改正後		改正前																																			
備考 (略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>ル</td> <td rowspan="2">子</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">区</td> </tr> <tr> <td>附</td> <td>帯</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>舞</td> <td>(略)</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>台</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	ル	子	(略)	区	附	帯	(略)	(略)	舞	(略)	分	(略)	(略)	台	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>ル</td> <td rowspan="2">す</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">区</td> </tr> <tr> <td>附</td> <td>帯</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>舞</td> <td>(略)</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>台</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	ル	す	(略)	区	附	帯	(略)	(略)	舞	(略)	分	(略)	(略)	台	(略)	(略)
		(略)		ル				子	(略)	区																											
附	帯																																				
(略)	(略)	舞	(略)	分																																	
(略)	(略)	台	(略)	(略)																																	
(略)	ル	す	(略)	区																																	
	附				帯																																
(略)	(略)	舞	(略)	分																																	
(略)	(略)	台	(略)	(略)																																	
<p>(手数料) 第四条 図書館の図書、記録その他の資料に 関する証明を受けようとする者は、一件に つき二百七十円の手数料を納付しなければ ならない。</p>		<p>(手数料) 第四条 図書館の図書、記録その他の資料に 関する証明を受けようとする者は、一件に つき百八十円の手数料を納付しなければな らない。</p>																																			
別表（第五条関係）		別表（第五条関係）																																			

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

大阪府教育行政事務手数料条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

■改正の理由

平成22年10月に策定された本府「財政構造改革プラン（案）」に基づき、教育職員免許法に基づく事務に係る手数料の水準について、フルコスト計算により再点検をした結果、受益と負担の明確化の観点から、その結果を基本とした額に改定する。

今回改正の対象とする手数料の多くは、教員免許事務が国の機関委任事務であった平成10年4月に現行額が定められ、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により同事務が自治事務となった以後も金額を据え置いてきたが、平成21年4月の教育職員免許法の改正により、普通免許状の有期限化や教員免許更新制の導入等に伴う事務の見直しを踏まえて再点検した結果、金額の改定を行うもの。

なお、下記④及び⑤の区分の手数料については、教育職員免許法の改正により旧盲学校教諭免許状、旧聾学校教諭免許状及び旧養護学校教諭免許状が、現行の特別支援学校教諭免許状に再編されたことに伴い平成19年4月に設定したものであるが、それぞれ下記①及び③の区分の事務と受益と負担の関係が同様の事務であるため、改定の対象とするもの。

■改正の内容

標記条例第2条に規定する教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく事務に関し、納付しなければならないと定める手数料の一部について、金額の改正を行う。

(区分)	(現行金額)	(改定後金額)
① 普通免許状の授与に係る申出	3, 300円	3, 600円
② 特別免許状の授与に係る申出	3, 300円	3, 600円
③ 臨時免許状の授与に係る申出	1, 700円	2, 000円
④ 新教育領域の追加の定めに係る申出（普通免許状の場合）	3, 300円	3, 600円
⑤ 新教育領域の追加の定めに係る申出（臨時免許状の場合）	1, 700円	2, 000円
⑥ 教育職員検定の申請	1, 700円	2, 000円
⑦ 免許状の書換の願い出	870円	1, 000円
⑧ 免許状の再交付の願い出	1, 100円	1, 300円

■施行期日

平成24年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

- ・平成24年度当初予算編成に際し、総務部財政課と調整済。
- ・条例改正（案）について、今後、知事からの意見聴取がある予定。

大阪府条例第 号

大阪府教育行政事務手数料条例の一部を改正する条例

大阪府教育行政事務手数料条例（平成十二年大阪府条例第三十三号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
(納入義務者及び金額) 第二条 (略)					
項	区分	金額	項	区分	金額
一	法第五条第一項又は第十条の二第一項の規定による普通免許状の授与に係る申出をしようとする者	普通免許状一件につき 三、六〇〇円	一	法第五条第一項又は第十条の二第一項の規定による普通免許状の授与に係る申出をしようとする者	普通免許状一件につき 三、三〇〇円
二	法第五条第三項の規定による特別免許状の授与に係る申出をしようとする者	特別免許状一件につき 三、六〇〇円	二	法第五条第三項の規定による特別免許状の授与に係る申出をしようとする者	特別免許状一件につき 三、三〇〇円
三	法第五条第六項の規定による臨時免許状の授与に係る申出をしようとする者	臨時免許状一件につき 二、〇〇〇円	三	法第五条第六項の規定による臨時免許状の授与に係る申出をしようとする者	臨時免許状一件につき 一、七〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五	法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めに係る申出をしようとする者	一件につき 一、〇〇〇円	五	法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めに係る申出をしようとする者	一件につき 一、七〇〇円
六	法第六条第一項の教育職員検定の申請をしようとする者	教育職員検定一件につき 二、〇〇〇円	六	法第六条第一項の教育職員検定の申請をしようとする者	教育職員検定一件につき 一、七〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
九	法第十五条の規定による免許状の書換の願い出をしようとする者	書き換える免許状一件につき 一、〇〇〇円	九	法第十五条の規定による免許状の書換の願い出をしようとする者	書き換える免許状一件につき 八七〇円
十	法第十五条の規定による免許状の再交付の願い出をしようとする者	再交付する免許状一件につき 一、三〇〇円	十	法第十五条の規定による免許状の再交付の願い出をしようとする者	再交付する免許状一件につき 一、〇〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

大阪府立高等学校等条例の改正（概要）

教育委員会事務局施設財務課

■改正の理由

平成22年10月に策定された本府「財政構造改革プラン（案）」に基づき、高等学校入学料の水準について再点検したところ、一部において国が定める標準となる額に達していないものがあったため、所要の改正を行う。

今回改正の対象とする入学料については地方交付税制度の中で単位費用として都道府県の標準となる額（以下「標準額」という。）が定められており、平成9年度までは本府においても当該標準額にあわせた改正を行ってきた。しかしながら、平成12年度に全日制課程の授業料額を本府独自のものに設定したことともなっており、標準額を上回ることとなったことなど総合的な判断のもと、当該課程の入学料については平成13年度に国が定める標準額が改定されても従来のまま据え置いてきたところである。

平成22年度より、国の授業料無償化制度が開始されたことにより、府立高等学校における授業料についても他府県と同様に無償としたこと、また定時制及び通信制の課程については平成13年度より標準額と同額の入学料を徴収していることから、全日制及びこれに準じる課程における入学料についても国が定める標準額と同額に改定を行うもの。

なお、フルコスト計算によると、国が定める標準額を上回ることとなるため、当該標準額にあわせた改正を行うもの。

■改正の内容

標記条例第4条に規定する高等学校に入学を許可された者が納付しなければならないと定める入学料の一部について、改正を行う。

（ 区分 ）	（現行金額）	（改定後金額）
① 全日制の課程	5, 500円	5, 650円
② 定時制の課程で昼間においてのみ授業を行う課程	5, 500円	5, 650円
③ 定時制の課程で昼間及び夜間において授業を行う課程のうち、 昼間において授業を行う課程に在籍する場合	5, 500円	5, 650円

■施行期日

平成24年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

- ・ 条例改正（案）について、今後、知事からの意見聴取がある予定。
- ・ 改定額は、平成24年度以降に入学料の納付義務が発生する者より適用する（なお、平成24年度当初の新入生については、平成23年度調定のため改定前の額を適用）。

大阪府条例第 号

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例

大阪府立高等学校等条例（昭和二十三年大阪府条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2 (入学検定料及び入学料) 第四条 (略)			
(略)	(略)	(略)	区 分 全日制の課程 入学検定料 入学料
			昼間においてのみ授業を行う課程 二、二〇〇円 五、六五〇円
(略)	(略)	(略)	昼間において授業を行う課程（以下「昼間課程」という。）に在籍する場合（当該課程の単位の修得と併せて夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）の単位を修得する場合を含む。） 二、二〇〇円 五、六五〇円
			二、二〇〇円 五、五〇〇円

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の改正（概要）

大阪府教育委員会事務局教職員室教職員企画課

■改正の理由

昭和 48 年 5 月 17 日前において特定指定法人の職員となるため退職した際に支給を受けた退職手当額相当額を、当該法人から復帰し、同日以後に本府を退職する際に受けることとなる退職手当額から控除する際の利息の割合について、国に準拠して改正する必要があるため。

■改正の内容

利率について、退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき、次の期間の区分に応じ、それぞれ定める割合とする。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで	年 1.8%
平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	年 1.9%
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	年 2.0%
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	年 2.2%
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	年 2.6%
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	年 2.9%
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	年 3.4%
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	年 3.6%
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	年 3.9%
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	年 4.0%
平成 32 年 4 月 1 日以後	年 4.1%

■施行期日 公布の日

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例要綱

1 改正の概要

○ 昭和 48 年 5 月 17 日前においては、大阪府(※)と公庫等（国家公務員退職手当法施行令第 9 条の 2 に掲げる法人（日本住宅公団、日本道路公団等））との間において退職手当の通算規定が整備されておらず、人事交流等任命権者の要請に応じ、引き続いて公庫等職員となるため退職した場合には、その都度退職手当が支給されていた。

(※)国も含め、全国的に整備されていなかった。

○ 昭和 48 年 5 月 17 日以後、公庫等との関係において、全国的に退職手当の通算規定が整備されることとなったが、同日前において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて公庫等職員となるため退職し、退職手当を支給されて公庫等の職員として勤務した後、再び職員となり、同日以後に最終的に退職する場合の退職手当の計算方法については、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年大阪府条例第 54 号）により、次のとおり定められた。（一般的に「額控除方式」という。）【同条例附則第 4 項、第 7 項、第 25 項及び第 26 項】

(例)

S45. 4. 1 採用	S46. 4. 1	S47. 4. 1	H24. 3. 31
大阪府職員	公庫等職員		大阪府職員
退職手当①支給↑	公庫等において退職手当②支給↑		退職手当③支給↑

- ・退職手当①の計算方法 … S45. 4. 1～S46. 3. 31（1 年）に係る支給率×退職時給料月額
- ・退職手当②の計算方法 … 公庫等の規定による
- ・退職手当③の計算方法 … (S45. 4. 1～H24. 3. 31（42 年）に係る支給率 × 退職時給料月額)
－ ((退職手当①+①に対する利息) + (退職手当②+②に対する利息))

○ 今回の条例改正は、この額控除方式による計算における利息の割合を次のとおり改めるものである。

現 行	改 正 後
平成 13 年 3 月 31 日以前 年 5.5%	平成 13 年 3 月 31 日以前 年 5.5%
平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで 年 4.0%	平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで 年 4.0%
平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで 年 1.6%	平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで 年 1.6%
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 年 2.3%	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 年 2.3%
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 年 2.6%	平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 年 2.6%
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 年 3.0%	平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 年 3.0%
平成 21 年 4 月 1 日以後 年 3.2%	平成 21 年 4 月 1 日 <u>から平成 22 年 3 月 31 日まで</u> 年 3.2%
	<u>平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで</u> 年 1.8%
	<u>平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</u> 年 1.9%
	<u>平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで</u> 年 2.0%
	<u>平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで</u> 年 2.2%
	<u>平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで</u> 年 2.6%
	<u>平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで</u> 年 2.9%
	<u>平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで</u> 年 3.4%
	<u>平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで</u> 年 3.6%
	<u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで</u> 年 3.9%
	<u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで</u> 年 4.0%
	<u>平成 32 年 4 月 1 日以後</u> 年 4.1%

2 改正の理由

当該利息の割合については、平成 18 年 7 月 12 日付で国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 134 号）の一部が改正された際（平成 18 年政令第 231 号。平成 18 年 7 月 12 日公布、同日施行）、今後、額控除方式による退職手当の計算における利息の割合については、公的年金の財政再計算の際に用いられる予定運用利回りを参考にして定めることとしたところである。

今般、国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部が改正され（平成 23 年 3 月 30 日政令第 42 号）、当該利息の割合が改正されたため、本府においても国に準じ、当該利息の割合について、同様の改正を行うものである。

3 その他

1 の改正に併せて下記の改正を行う。

- 句読点「、」の削除、「すべて」の漢字化（「全て」）、「禁錮」のルビの削除
- 退職手当条例案（準則）に準じた改正（「給料の月額」⇒「給料月額」）及びこれに伴う規定整備
- 船員保険法の改正により船員保険の失業保険部門が雇用保険制度に統合されたことに伴い、船員法が適用される職員に対する失業者の退職手当に関する特例を廃止する。【附則第 23 項関係】

4 施行日

公布の日から施行することとする。

大阪府条例第 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	<p>1—8 (略)</p> <p>9 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新条例第三条から第五条まで、第六条及び附則第三十四項並びに条例第五十号附則第三項から附則第六項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の新条例第三条第一項に規定する給料月額（以下「給料月額」という。）に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 その者が新条例第二条から第五条まで、第六条及び附則第三十四項並びに条例第五十号附則第三項から附則第六項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額その計算の基礎となつた給料月額に対する割合（職員としての引き続き在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）</p> <p>11 10 (略)</p> <p>12—30 (略)</p>	附則	<p>1—8 (略)</p> <p>9 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新条例第三条から第五条まで、第六条及び附則第三十四項並びに条例第五十号附則第三項から附則第六項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料の月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 その者が新条例第二条から第五条まで、第六条及び附則第三十四項並びに条例第五十号附則第三項から附則第六項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料の月額に対する割合</p> <p>二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額その計算の基礎となつた給料の月額に対する割合（職員としての引き続き在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）</p> <p>11 10 (略)</p> <p>12—30 (略)</p>
附則別表		附則別表	
(略)	(略)	(略)	(略)
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	(略)	平成二十一年四月一日以後	(略)
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	(略)		(略)
年一・八パーセント			

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
 第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(遺族の範囲及び順位) 第二条の二 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。 一―四 (略) 2―4 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の級が八級若しくは七級である職員又は同項第三号イに規定する医療職給料表(一)の職務の級が五級である職員のうち、給与条例第十一条第一項の規定により支給される管理職手当の</p>	<p>(遺族の範囲及び順位) 第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。 一―四 (略) 2―4 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

月額がこれらの職務の級における最高の額である職員及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員にあつては、当該職員に適用される給料表に定める額からその百分の四に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を給料表に定める額として計算した給料の月額。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2
(略)

一六 (略)

3| 2 退職の日において、給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の級が八級若しくは七級である職員又は同項第三号イに規定する医療職給料表(一)の職務の級が五級である職員のうち、給与条例第十一条の規定により支給される管理職手当の月額がこれらの職務の級における最高の額である職員及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員(第五条の二第三項及び第四項において「特定職員」という。)に対する第一項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額からその百分の四に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額と給与条例第八条第一項に規定する給料の調整額との合計額」とする。

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号。以下「定年条例」という。))第二条の規定により退職した者(定年条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)又は二十五年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で人事委員会規則で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。))に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2
(略)

3| 2 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは、「第四条第一項の規定」と読み替えるものとする。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

2
(略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

2
(略)

3| 減額日の前日において特定職員であつたことがある者に対する第一項の規定の適用については、

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び人事委員会規則で定める者並びに退職日給料月額が給与条第三項第一項第六号に規定する指定職給料表(以下「指定職給料表」という。)(六号給の額に相当する額以上である者を除く。)(のうち、定年に達する日以後における最初の三月三十一日から人事委員会規則で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が人事委員会規則で定める年齢以上であるもの)に対する第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	第五条第一項	前条第一項第一号
読み替えられる字句	退職日給料月額	及び特定減額前給料月額
読み替える字句	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(退職日給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額

同項中「給料月額のうち」とあるのは、「給料月額(減額日の前日において特定職員であつた場合にあつては、給料月額からその百分の四に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額)のうち」とする。

4 基礎在職期間中に、第三条第三項に規定する職務の級である職員のうち特定職員以外の職員が、給料月額を異にすることなく引き続いて特定職員となつた場合における第一項の規定の適用については、減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に該当するものとみなす。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び人事委員会規則で定める者並びに退職の日におけるその者の給料の月額が給与条例第三項第一項第六号に規定する指定職給料表(以下「指定職給料表」という。)(六号給の額に相当する額以上である者を除く。)(のうち、定年に達する日以後における最初の三月三十一日から人事委員会規則で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が人事委員会規則で定める年齢以上であるもの)に対する第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	第五条第一項	第五条の二第一項第一号
読み替えられる字句	退職日給料月額	及び特定減額前給料月額
読み替える字句	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(当該給料の月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(当該給料の月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額

前条第一 項第二号	退職日 給料月 額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額に、
(略)	(略)	(略)

第六条の三

(略)

前条第一 号	退職日 給料月 額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(退職日給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額
前条第一 号	退職日 給料月 額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の一)を乗じて得た額の合計額

第五条の 第二号	退職日 給料月 額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(当該給料の月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額に、
第五条の 第二号	(略)	(略)

第六条の三

(略)

第六条の 第二号	退職日 給料月 額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(当該給料の月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額
第六条の 第二号	退職日 給料月 額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の一)を乗じて得た額の合計額

料月額	前条第二号	料月額
する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額	(略)	及び退職日給料月額
並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額	(略)	(略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2-4 (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者であつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、次の各号に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

1-7 (略)

6-10 (略)

(失業者の退職手当)

料月額	第六条の二第二号	料月額
する年数一年につき百分の二(当該給料の月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額	(略)	及び退職日給料月額
並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(当該給料の月額が指定職給料表四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一)を乗じて得た額の合計額	(略)	(略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2-4 (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者であつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、次の各号に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料の月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

1-7 (略)

6-10 (略)

(失業者の退職手当)

<p>第十條 (略)</p> <p>2 前項に規定する基準勤続期間は、職員としての勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員若しくは職員以外の地方公務員等又はこれらに準ずる者として知事が定める者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがある者)にあつては、当該勤続期間と当該職員等であつた期間とを通算した期間)とする。ただし、当該職員等であつた期間に次の各号のいずれかに該当する期間が含まれているときは、<u>全ての</u>その該当する期間を除いて算定した期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 17 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第十三條 (略)</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 11 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 22 (略)</p> <p>23及び24 削除</p> <p>25 53 (略)</p> <p>54 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の内額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、<u>第六条の五に規定する給料の月額</u>については、この限りでない。</p>	<p>第十條 (略)</p> <p>2 前項に規定する基準勤続期間は、職員としての勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員若しくは職員以外の地方公務員等又はこれらに準ずる者として知事が定める者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがある者)にあつては、当該勤続期間と当該職員等であつた期間とを通算した期間)とする。ただし、当該職員等であつた期間に次の各号のいずれかに該当する期間が含まれているときは、<u>すべての</u>その該当する期間を除いて算定した期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 17 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第十三條 (略)</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 11 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 22 (略)</p> <p>(失業者の退職手当に関する経過措置)</p> <p>23 船員法第一条に規定する船員である職員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)の準用を受ける者を除く。)に支給する第十一条の規定による退職手当については、<u>なお従前の例による。</u></p> <p>25 24 53 (略)</p> <p>54 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の内額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、<u>第六条の五に規定する給料の月額</u>については、この限りでない。</p>
---	---

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三條 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年大阪府条例第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

1—10 (略)

11 職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)第五条の二第二項に規定する基礎在職期間の初日が切替日前である者に対する第四条の規定による改正後の退職手当条例(次項において「新退職手当条例」という。)第三条第一項の規定の適用については、同項中「給与条例第三条第一項第一号」とあるのは、「平成二十三年四月一日以後における給与条例第三条第一項第一号」とする。

12 (給料が切り替えられた職員等の退職手当の取扱

い) 附則第二項から第四項までの規定による給料の切替えにより、切替日においてその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合(切替日に新退職手当条例第三条第一項に規定する職員となつたことにより、同日における同項の規定による給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合を含む。)における退職手当条例第五条の二第一項の規定の適用については、同項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に該当するものとみなす。

13 附則第七項から第九項までの規定による給料は、退職手当条例の規定による給料月額には含まないものとする。ただし、退職手当条例第六条の五に規定する給料の月額については、この限りでない。

14—19 (略)

1—10 (略)

11 職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)第五条の二第二項に規定する基礎在職期間の初日が切替日前である者に対する第四条の規定による改正後の退職手当条例(次項において「新退職手当条例」という。)第五条の二の規定の適用については、同条第三項中「減額日の前日」とあるのは「減額日の前日(当該日が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年大阪府条例第十三号)附則第二項に規定する切替日以後の期間にあるものに限る。)(一)と、同条第四項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項に規定する切替日以後の期間に限る。)(一)とする。

12 (給料が切り替えられた職員等の退職手当の取扱

い) 附則第二項から第四項までの規定による給料の切替えにより、切替日においてその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合(切替日に新退職手当条例第三条第三項に規定する特定職員となつたことにより、同日における同項の規定による額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合を含む。)における退職手当条例第五条の二第一項の規定の適用については、退職手当条例第五条第一項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に該当するものとみなす。

13 附則第七項から第九項までの規定による給料は、退職手当条例の規定による給料の月額には含まないものとする。ただし、退職手当条例第六条の五に規定する給料の月額については、この限りでない。

14—19 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府高校生修学支援基金条例の改正（概要）

府民文化部私学・大学課

■改正の理由

- ・国の平成23年度第一次補正予算において、東日本大震災により被災し、経済的な理由から就学等が困難となった幼児、児童又は生徒の就学支援事業にかかる「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が都道府県へ交付されることとなった。
- ・同交付金を高校生修学支援基金へ積み増すため、改正を行うもの。

■改正の内容

- ・従前の高校生修学支援基金は、高等学校等の生徒の修学支援を目的としていたが、今回、新たに東日本大震災により被災した幼児、児童、生徒に対する就学支援を目的とするため、設置目的に加えるとともに、条例の名称を変更する。

■施行期日 公布の日

■政策アセスメント・制度間調整 財政課と高校生修学支援基金への積み増しについて調整中 教育委員会事務局と調整済み

大阪府条例第 号

大阪府高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

大阪府高校生修学支援基金条例（平成二十一年大阪府条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大阪府高校生修学支援基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、経済的理由によつて修学が困難な高等学校等の生徒の教育の機会を確保に資するとともに、東日本大震災の被災者で経済的理由によつて就学等が困難となつた児童、生徒等を支援するため、高校生修学等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>大阪府高校生修学支援基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、経済的理由によつて修学が困難な高等学校等の生徒の教育の機会を確保に資するため、高校生修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。